三 島 康 雄

1. はじめに

大阪で成長した財閥の研究は、これまで住友と鴻池を中心にして進められてきたが、昭和20年の敗戦まで財閥の形態を持続したものに、野村と山口の両財閥がある。この両財閥についての研究は、野村財閥については全く皆無といってよく、山口財閥については、高橋久一氏の山口銀行についての2論文、麻島昭一氏の関西信託についての2論文があるだけである。

本稿ではこのような研究史の空白を埋めるために山口財閥の成立とその特質を分析する。

2. 山口家の系譜

山口家の出自は、江戸時代中期まで奈良の南にある山口村の農家で、寛政 4年(1792)に68歳で死んだ半七の時代に、奈良の笠屋町に移って、竹を売 る商売を始め、屋号を竹屋といった。その子の半六郎(宝暦11年(1761)に

⁽¹⁾ 高橋久一「明治期『三ッ割』制度の一考察」(神大経済経営研究所『経済経営研究年報』No. 23, Ⅱ)1973。

高橋久一「明治期個人銀行の性格――大阪・山口銀行の場合」(地方金融史研究会編『地方金融史論』所収,大原新生社,昭和49年)。

麻島昭一「大阪における代表的信託会社――関西信託の分析」その1, その2, (『信託』復刊49号,50号) 昭和36年12月,37年4月。

誕生)は安永 2年(1773)に奈良を出て、大阪の伏見町 5 丁目の姫路屋宗助という呉服の小売商の所に奉公し、18歳の時に半兵衛と改名した。天明 6 年(1786)に主人宗助が死んだので、半兵衛はわずか 500 匁の元手銀で独立し、背負の呉服商を始めた。苦労の末に中位の商人となって、大阪の瓦町 5 丁目に家を求めてこれからという文化10年(1813)12月に病死した。

半兵衛の5人の子供のうち、長男が父の名跡を嗣いで2代目半兵衛となり、 寛政9年(1797)に誕生した次男の久吉郎は18歳の時に元服し、布屋吉郎兵 衛政道と名乗ったが、これが後に山口財閥を形成した山口家の初代である。

政道は文政7年(1824)に兄の家の東に分家し、元手銀8貫目で唐反物商 (舶来反物商)を始め、布屋の事業の基礎を築いた。政道は子供がみな若死 したので、妻の弟の古山仁兵衛を天保4年(1833)に養子とし、自らは隠居 して竹杖と号し、慶応3年(1867)に死去した。

布屋の養子になった古山仁兵衛は、天保14年(1843)に2代吉郎兵衛政樹の名を嗣いだが、この時の資産は銀250貫目に増大していた。政樹は積極的な商法によって家業を拡大してゆき、安政3年(1856)ごろから自分で長崎まで出かけ、外国商人と直接取引を行い、長崎の洋反物を大阪や江戸に送って売捌いた。この積極的な経営が成功して家産は増加し、布屋は大阪の同業者の間でも重きをなしていった。

2代目吉郎兵衛政樹は嘉永4年(1851)に布屋の江戸出店を敢行して業務を拡大したが、この時に江戸出店の従業員の心得を示すために、初代吉郎兵衛の「家風の申定書」と、2代吉郎兵衛の「家風心得方之事」が書かれ、出所の明らかでない輸入商品は決して取扱わない、帳面を故意に偽って書いて

^{(1) 「}当家之記」,三和銀行東京本店資料室蔵。これは山口吉郎衛家の歴史を述べた 稿本である。

^{(2) 「}当家之記」

⁽³⁾ この「家風の申定書」、「家風心得方之事」は、三和銀行東京本店の資料室に蔵されている。

はならない,無届の頼母子講や請負借請に加判してはならない,薄利多売, 内諸の商売禁止を始めとして,江戸の派手な生活に浮かれないように,生活 全般にわたってくわしく規定し,客へのサービスと労務管理を厳重にして, 大阪商人としての質実剛建の気風を維持しようと企図し,布屋の資本蓄積の 促進をはかろうとしたものである。後に山口財閥が「地味な財閥」と呼ばれ たような家風を,この時期に打出したものである。

幕末になって徳川幕府の財政が危機に陥ると、大阪の豪商はしばしば御用金を下命されたが、布屋はすでに天保年間(1830~1843)に銀650 貫目を献金し、その後もしばしば御用金を課された。さらに文久2年(1862)には大阪で尊皇攘夷派の浪士による「外国貿易を行う大阪商人」に対する脅迫が行われ始め、布屋はこれを契機として、17年間の唐反物輸入商を廃業し、両替商へ転進するという重大な決定を行い、翌文久3年(1863)11月21日に「両替商布屋」の新しい看板を掲げたが、この時点における布屋の資本は、銀2万貫と推定されている。

3. 明治維新期の山口家

布屋は新たな発展を目指して明治維新を迎えたが、2代目吉郎兵衛政樹も明治4年(1871)に53歳で死去し、嘉永4年(1851)に誕生した長男の好三郎が、明治4年11月に布屋を嗣いで3代吉郎兵衛政運を名乗り、またこの時から山口という姓を名乗るようになった。しかし政運はまだ20歳の若年であったために、当分の間は同族の山口楢三郎(3代吉郎兵衛の義弟)と山口仁兵衛(同)、さらに支配人の西田永助、越野嘉助らの合議によって事業の経営を行う体制がとられた。

この明治4年の7月には廃藩置県が行われて、明治新政府が実質的に政権を把握し、4月には藩札発行の再禁止、5月には新貨条令の公布、6月には

^{(4)「}当家之記」

Γ

造幣寮による貨幣鋳造の開始など、両替商である布屋に重大な影響をあたえる新政策がつぎつぎに打出された年である。このような変動の年に、死去する直前の2代吉郎兵衛政樹は義弟の仁兵衛政栄に指図して、つぎのような新たな家風書を作成して、全店に配布させた。

家風書

第一ケ条

一,店方棚卸の儀は,凡そ是迄相定め置き候通りには候得共,其時々の重役の人数により,歩方割符増減これ有るべき事。これに依って名々丹誠して上勘定にこれ有るべき様,上下和合出精致すべき事。

第二ヶ条

一,内の金銀は並合家賃を専一にして,其余遊金これ有らば,半高店方へ廻 し申すべく候事。

但し金銀廻し方は店中相談の上, 其懸りの者に斗られ申すべく候。尤も主 人自由に貸附等相成らぬ事。

第三ケ条

一,主人身持の儀質素倹約を専らとして, 兎角何事も世間に目だち申さぬ様 致すべき事。

但し店用相定め候通り、日々怠り無く相勤め申すべく候事。

茶湯等は四十歳以上迄相見合せ申すべき事。

第四ケ条

一,支配人初め末々に至る迄,用向大切に致すべき事。但し出勤中私に引事 相成らず候。

余儀無き廉に候はゞ上役に答へ申すべき事。

別家並に傍輩互ひに金銀借貸無用の事。

⁽⁵⁾ この「家風書」と、次に掲げる「家風を起て」は、三和銀行東京本店の資料室 に所蔵されている。

着用物の儀時世に随ひ、成べき丈け質素たるべき事。

惣て遊里にたづさわり候女を, 女房にする事相成らず候。

第五ヶ条

一,別家一人づつ毎夜相違無く泊番仕るべく,并に通勤の者一人泊番仕るべく く候事。

第六ケ条

一, 手代別家格に相成り候はば, 老父母等引取り撫育勝手たるべく, 自然女 房を呼迎ひ候とも諸附合に及ばず候。本別家に相成り候上は, 式目并に諸 付合仕るべく候事。

第七ケ条

一,持ちつたへの秘蔵の道具,帳の通り納め置き候。主人自儘に売り払う事相成らず候。

第八ケ条

一,主人行儀悪敷,諫めをも用ひざる時は,衆評の上名前退け,いささかの 賄を以て隠居致させ申すべく候事。

第九ヶ条

一,神職僧山伏易者等のもの,止宿し仕る間敷事。但し初代竹杖翁様の御遺 言にて,深き意味これ有るべき事。

第十ケ条

- 一、本別家に相成り候はど、証文差入させ申すべき事。
- 一,分家別家より金銀借用の儀申出候はば,主人重役相談の上,貸方致すべき事。これに依り一己の取計ひ相成らず候事。

UL

右政樹様御差図に随い、仁兵衛政栄これを記す。

明治四年十月

この新しい「家風書」で重要なことは、布屋の「主人」に対する厳しい訓戒と、権力の制限であろう。まず第2条においては「内」と「店」を区別し、「内」に余分の金銀があっても、主人が自由に貸付けをすることは禁止され、「店中相談の上」で係の者に計ることが明示されている。また第3条では、主人の生活の質素倹約と、目立たぬように行動することが示され、茶の湯も40歳までは禁止されている。また第7条では、家伝の秘蔵の道具を主人が勝手に売り払うことも禁止されている。第8条にいたっては、主人の行儀が悪くて諫言を入れない場合には、衆評(店員会議)の上で隠居させてもよいと明言している。この「家風書」のもう1つの特徴は、嘉永4年の家風書には全く出て来なかった「別家」についての記述が、かなり見られることである。恐らく幕末の20年間に布屋の事業が発展すると共に、かなり多数になった番頭が、別家という資格を貰って独立したからであると思われる。別家についての記述は、第4条でお互いの金銀借貸の禁止、第5条で別家1人づつの宿直義務、第6条で手代別家の父母引取、結婚、本別家の付合い方法、第10条で別家の証文差入れ、店からの金銀借用について規定している。

このような主人権力の制限,別家層出現の結果として,合議制を重視して独断を避けようという方向がとられた。「店中相談の上」,「主人重役相談の上」,「一己の取計ひ相成らず候事」などの言葉が,明確にこのような合議制の方向を示している。もっとも江戸時代初期から事業を営んでいる鴻池家ではすでに享保元年(1716)から,また住友家でも享保6年(1721)の家法書で合議制を明示しているから,新興の両替商である布屋は,幕末から明治初年にかけて経営者(番頭)層が厚味を増してから,両家よりかなり遅れて初めて合議制を重視する方向をとり始めたのである。

しかしこのような重役や別家の出現は、主人の威厳による店内の秩序の維持を困難にしたらしく、同じ明治4年10月に仁兵衛政栄は次のような家政改

⁽⁶⁾ 作道洋太郎編『住友財閥』, 日本経済新聞社, 昭和57年, p.64~65.

革のための家訓を示して、全店の気風を刷新しなければならなかった。

家風を起て,全

- 一、御上様より仰出させられ候御布令の趣、堅く相守り申すべき事。
- 一、毎月大算用の節下調べ、是迄相定め候通り相違無く相守り申すべき事。
- 一、取引先正路丁寧に仕るべき事。
- 一,取引先より進上もの,金銀品物に限らず,たとえ喰物等にても名々私宅 へ持来り候とも,受納仕り候儀決して相成らず候事。

但し金銀□候はゞ積立おき、店中に割符致すべき事。

反物等にても値段に候, これと同様の事。

- 一,取引の儀に付,私に合口銭を取り,主家の目を掠すめ,私欲を相計り候事堅く禁制の事。万一いささかにても右様の廉これ有り候はぶ,支配人重役の者にても用捨無くのうきんは元より,身上向き取あげ,長く暇ま遣わし申すべき事。
- 一,下の有金銀ひそかに申合せ,店方内証にて貸付け,私に其利を得,算用 の節には津ばめを合せ置く等の儀,禁制の事。
- 一、すべて業外の高下を計り、思惑事相成らず候事。
- 一,家風向万事是迄相定め候通りの事,万々一宜しからざる儀は,分家別家 衆評の上相改め申すべき事。主人支配人の自儘に相変る儀無用の事。

右の通り八ケ条堅く相守り申すべく候事。

明治四年 未十月

政栄 記之」

すなわち取引先よりの贈物の受取り禁止,私的な合口銭をとって私利をは かること禁止,内証の貸付け禁止,思惑投機禁止などを明示して,乱れかけ た家風の刷新をはからねばならなかった。

このように明治維新後の布屋は、乱れかけた家風を刷新し、経営の実権を

重役・別家に分散させて合議制をとり、主人の権限を制限して、財閥の原型 を構築したのである。この時期の布屋の資本金は15万円前後であった。

明治新政府は、中央集権的な経済制度改革をつぎつぎに実施し、これによって大阪の経済は大きな打撃を受けることになった。まず株仲間の解散と蔵屋敷の廃止によって、これまでの流通の中心として大きな役割をになってきた大阪は、その地位が大きく下落することになり、また慶応4年(1868)5月の銀目停止によって、これまで大阪で用いられていた貫、匁などの銀の目方による価格表示は禁止され、すべて金目表示に書き換えられることになった。

また大阪では両替商の発行した銀表示の手形(銀目手形)がさかんに取引 に用いられ、紙幣と同様に流通していたが、銀目表示の廃止によって不安の 念にかられた手形の所持者から取付けを受けて倒産する両替商も多かったが、 布屋両替店は堅実経営のおかげで、この貨幣制度改革の混乱期を乗り越える ことができた。

また廃藩置県とともに行われた藩債処分は、江戸時代後半に大名貸を主業務としてきた両替商に決定的な打撃をあたえた。この処分によって打撃をうけた十人両替の中には倒産するものも現れ、鴻池家も70以上の藩に大名貸をしていたため、かなりの深傷を負ったといわれる。しかし布屋は十人両替と呼ばれていた特権的な巨大両替商にくらべると企業の歴史が浅く、また取引先の大部分は唐物商であり、大名貸は明治4年の時点で、藤堂、酒井などに少額の貸金があるのみであったので、あまり打撃はうけずにすんだ。

明治政府は全国の経済活動を活発に再建するための拠点として、東京、大阪をはじめ8ヵ所に、通商会社と為替会社を設立させた。大阪為替会社は明治2年(1869)に設立され、総頭取には大阪で抜群の名声と資産を持っている10代鴻池善右衛門就任したが、3代山口吉郎兵衛も頭取並の地位に就任し

^{(6) 『}宮本又次著作集・第九巻』, 講談社, 昭和52年, p.39~55を参照。

て経営に参加した。山口家の大阪における地位もかなり高くなっていたことをうかがわせる。しかし大阪為替会社は不慣れな共同経営のために明治5年に廃業し、7年6月には解散したのである。

4. 第百四十八国立銀行の経営

明治政府は為替会社の失敗の後をうけて、伊藤博文の建白によってアメリカ式のナショナル・バンク制度を導入することに決定し、明治5年11月に国立銀行条令を公布したが、厳しい設立条件のために6年から7年にかけて設立された国立銀行は、わずかに4行にすぎず、金貨兌換の義務を負う国立銀行券は発行されるとたちまち兌換請求をうけ、流通は困難となった。そこで政府は9年8月に国立銀行条例に一大改正を加え、(1)銀行紙幣の金貨兌換をやめ、(2)資本金の8割を公債証書で供託する、(3)資本金の2割を政府紙幣で引換準備し、(4)抵当公債証書と同額の銀行紙幣を発行する、ということに改正した。この改正によって国立銀行の設立は容易になり、インフレの進行とともに設立銀行数は急速に増加し、政府の制限した、全国の国立銀行の資本総額4,000万円に達した明治12年11月までに、153行に達した。

このような状勢の中で、山口家もこれまで両替商の業務によって蓄積した 資本をもとにして、国立銀行を設立することを企て、明治12年(1879)3月 に政府の特許を得て、自家の両替業務を銀行組織に改め、資本金10万円の第 百四十八国立銀行を新設した。大阪ではすでに鴻池家が第十三国立銀行(資 本金25万円)を明治10年5月に、また岡橋治助、原嘉助ら7名の富商が第三 十四国立銀行(資本金10万円)を11年4月にそれぞれ設立しており、12年11

^{(7) 『}三和銀行の歴史』, 三和銀行・行史編纂室, 昭和49年, p. 19.

⁽⁸⁾ 土屋喬雄監修『地方銀行小史』,全国地方銀行協会,昭和36年, p. 23.

⁽⁹⁾ 明治初期の布屋両替店の勘定帳の分析については、高橋久一「明治期個人銀行の性格(大阪・山口銀行の場合)」(地方金融史研究会編『地方金融史論』, 大原新生社, 昭和49年)を参照。

月までに11行(資本金総額 162 万円)が新設された。長幸男氏は,国立銀行をその設立者によって類型化を試み,A. 政商的巨大御用両替商転化型(たとえば第一国立銀行),B. 民間金貨両替商転化型(第三国立銀行),C. 封建貴族転化型(第十五国立銀行),D. 封建士族転化型(第七十七国立銀行),E. 前期的商人転化型(第二十九国立銀行)という5 類型を提示しているが,鴻池家による第十三国立銀行はA類型,山口家による第百四十八国立銀行はB類型,第三十四国立銀行はE類型に属しているということができよう。

また国立銀行を設立時における資本金規模別に分類すると, 100万円以上は2行(1.3%), 100万円~50万円は2行(1.3%), 50万円~20万円は31行(20.2%), 20万円~10万円は47行(30.7%), 10万円未満は71行(46.4%)であったから,資本金25万円の第十三国立銀行は上から20%ぐらい,資本金10万円の第百四十八国立銀行はほゞ真中あたり位置していた。

3代目山口吉郎兵衛は、銀目停止の政策によって、両替商の存在理由はすでに無くなったことを十分に知り、旧式の両替商を近代的な銀行組織に切替えることを企図し、同族の山口仁兵衛をはじめ、和井田藤助、西田永助、越野嘉助、笹倉正兵衛などの幹部に相談し、第百四十八国立銀行の設立に踏切ったのである。同行は明治12年3月18日に設立認可を得、4月21日に唐物町の旧両替店の土蔵造りの店舗を、そのまま銀行本店として開業した。資本金10万円、国立銀行券の発行限度は8万円で、初代の頭取には3代吉郎兵衛が就任した。21年に津川第三十一国立銀行を合併して20万円に増資し、その後さらに30万円に増資して、順調に発展を続けていった。

しかし明治20年に3代吉郎兵衛は死去し、その後を継いだ4代吉郎兵衛は わずか5歳であったため、山口仁兵衛が頭取に就任し、大番頭の西田永助が

⁽¹⁰⁾ 長幸男「日本における信用制度の成立前史」(信用理論研究会『講座信用理論 体系』第二部,制度篇), p. 61~66を参照。

⁽¹¹⁾ 土屋喬雄監修『地方銀行小史』,全国地方銀行協会,昭和36年, p. 25.

副頭取、番頭の越野嘉助が取締役兼支配人となり、同族の山口楢三郎、山口 虎太郎、山口りくが取締役に就任した。この第百四十八国立銀行は手堅さと 上品さで有名であり、31年に私営銀行に転換した時、住友、三十四、鴻池な どの大阪の有力銀行と肩をならべていた。しかし副頭取の西田永助と支配人 の越野嘉助は、ともに幼年時代から布屋両替店に奉公して実地でたたき上げ た人で、全く学問的素養がなかったが、ただ山口家に忠誠で、貸金業務に熟 練して見切りの早い番頭であったので、銀行は一応は順調に発達したが、近 代的銀行というには遠く、世間も布屋両替店の延長としか見ておらず、同行 が近代的銀行業務に移行するのは、明治32年に町田忠治が総理事に就任する のを待たなければならなかった。

表1によって、明治12年に第百四拾八国立銀行が創設された時の株主を見ると、山口家当主の吉郎兵衛が6万円を出資して60%をしめ、山口家同族の出資分を合計すると80.1%となり、番頭たちの15%を加えると95.1%に達していた。残りの4.1%をしめる零細株主10人も、山口家の奉公人と思われる。この株主表で理解されるように、第百四十八国立銀行の出資者は、吉郎兵衛を中心とする山口家の同族と番頭たちで占められていた。吉郎兵衛は21年に30万円に増資した時、2,391株(79.7%)を所有していた。

つぎに表2と表3によって、山口家の明治13~19年、および明治20~30年の間の損益計算の推移を検討してみよう。収入、差引純利益とも順調にのびており、山口家の正味財産合計は、明治13年の25万5342円から、明治20年の36万5013円へ、さらに明治30年には71万8099円へと増加している。この時期の山口家の主要な資産は、第百四十八国立銀行株券をはじめとする有価証券の保有のほかに、金銀貨、預ケ金、貸付金、土地、建物、什器などであり、収入は配当、利子、地代などであった。

表1 第百四拾八国立銀行の株主 (明治12年)

株	主	株	数	出	資 額	(円)	
山口吉	山口吉郎兵衛		600		60,000		
山口仁	兵衛		90	9,000			
山口橋	次郎		50		5,000		
山口虎	次郎		30		3,	000	
山口り	<		16		1,	600	
川口と	め		15		1,	500	
合	計		801		80,	100	
和井田	藤助		50		5,	000	
西田永	西田永助		40	4,000		000	
笹倉正兵衛			30	3,000		000	
越野嘉	助		30		3,	000	
合	計		150		15,	000	
株主総計	(20人)	1,	000		100,	000	

出所 『三和銀行調査資料』319号, p. 28~29より作成。

表2 山口家の財産推移表 (明治13~19年)

	内勘定帳	店勘定帳	合 計
明治13年末	75, 918	179, 424	255, 342
14 "	67, 594	193, 673	261, 268
15 "	54, 534	200, 867	255, 402
16 "	~	235, 629	~
17 //	~	~	~
18 "	~	~	~
19 "	48, 359	~	~

注 単位は円(銭以下は切捨て)。

出所 『三和銀行調査資料』319号, p. 98.

山口財閥の成立前史

表3 山口家の損益計算(明治20年~30年)

	20年末	21年末	22年末	23年末	24年末	25年末	26年末	27年末	28年末	29年末	30年末
収入	18, 988	25, 199	33, 654	39, 254	39, 174	40, 175	39, 443	39, 906	47, 062	54, 105	93, 117
支 出	8, 762	4, 046	4, 027	4, 348	4, 896	5, 121	5, 444	5, 391	6, 016	6, 899	8, 254
差引純利益	10, 226	21, 152	29, 626	34, 563	34, 277	35, 055	33, 998	34, 514	41,046	47, 205	84, 862
残高(元入金へ振替)	7, 363	15, 230	21, 354	22, 163	21, 947	21,055	20, 428	20, 714	22, 828	25, 396	36, 945
元入金	355, 196	362, 559	384, 955	406, 309	428, 473	450, 421	471, 476	491, 904	512, 619	535, 448	560, 844
積 立 金	2, 045	6, 275	12, 175	21, 825	31, 415	42, 615	53, 472	64, 512	77, 632	92, 622	119, 582
手 当	409	13, 440	1, 317	1,086	452, 769	373	1, 243	1,987	456	79	728
正味財産合計	365, 013	392, 251	419, 802	451, 384	482, 289	514, 464	546, 620	579, 118	613, 537	653, 387	718, 099

- 注 1. 単位は円(銭以下は切捨て)。
 - 2. 積立金は非常積立金と上分積立を含む。
 - 3. 手当は臨時入費手当であり、期末残高と新規繰入れを合計したもの。

出所 『三和銀行調査資料』319号, p. 48~74 より作成。

5. 有価証券の保有

つぎに財閥形成の前史という視角から見れば、有価証券の保有がどのよう に推移したかが、きわめて重要であろう。株券の保有は単なる投資の場合の ほかに、企業集団の形成を意図する場合もあるからである。

山口家の勘定帳によると、証券投資は明治12年に、自家で経営する第百四十八国立銀行への山口吉郎兵衛出資金6万円のうち、3万円が記載されているのが最初である。13年から第三十二国立銀行、横浜正金銀行、14年から関西貿易会社、紡績会社、大阪製銅会社、15年から日本銀行、16年から共同運輸会社、神戸棧橋会社と数がふえてゆき、20年の九州鉄道をきっかけとして、各地に建設された鉄道会社への投資が急増した。30年までに投資企業は62社に達し、鉄道20社、保険5社、銀行6行を算えるが、その中で注目するべき事は、後に山口財閥の中心企業になった日本生命保険会社に650円(22年)、大阪貯蓄銀行に1,000円(23年)、大阪貯蓄銀行の別会社として新設された積善銀行に7,500円(28年)の投資を開始していることである。この投資額は明治30年(1897)には、第百四十八国立銀行に28万3619円(2406株)、日本生命保険に3,000円(300株)、大阪貯蓄銀行に5,000円(10株)、積善銀行に2,500円(10株)と変化している。要するに山口家は、後に山口財閥の中枢となった企業に、明治20年代の各企業の創設期から投資して、金融的関係を保っていたのである。

6. 普通銀行としての山口銀行への転換

一般的にみて国立銀行は、明治16年の国立銀行条例の再改正後は、普通銀行としての基盤を固めるために民間預金の吸収につとめ、20年前後の企業勃 興期および日清戦争後の好況期には、業績も大いに伸びた。16年と28年を比

^{(12) 『}三和調查資料』No. 319, 昭和48年, p. 223~225.

較すると、総預金は2,300万円から7,500万円に、総貸出金は4,200万円から9,100万円に増加し、預金のうちにしめる民間預金の比重は約70%から90%にまで増え、設立免許後20年の営業満期前に、国立銀行が普通銀行として自立しうる資金的基礎が築かれていった。29年に第9回帝国議会で、政府の提出した「営業満期国立銀行処分法案」が可決され、私立銀へ転換の法律的根拠があたえられ、また有価証券の騰貴によって銀行の利益率は増進し、かくして、国立銀行は続々と普通銀行に転換し、153行の国立銀行のうち122行が普通銀行として営業を継続した。これを年次順にみると、29年に11行、30年に62行、31年に46行、32年に3行で、これらは従来の普通銀行にくらべると規模も大きく、その後の普通銀行の中心になっていった。このような状勢の中で、大阪の第十三国立銀行、第三十四国立銀行、第百四十八国立銀行は、それぞれ鴻池銀行、三十四銀行、山口銀行と名を変えて、普通銀行として新しく出発することになったのである。

こうして山口家は明治31年(1898)7月1日に,第百四十八国立銀行の営業を引き継いで個人経営の山口銀行を開業した。資本金は100万円で,4代山口吉郎兵衛が全額を出資したが,後に山口財閥に属した各企業に対する山口家の持株率は10~20%であったのに比較して,山口銀行は山口家が全額出資した中心企業であった。この時に4代山口吉郎兵衛はまだ16歳であったので,実際の経営は大番頭の越野嘉助が担当した。

表4によって個人銀行時代の山口銀行の成績をみると、各種預金の合計はこの19年間に31.5倍に伸び、年間の純利益も明治32年と大正5年をくらべると、4.7倍に伸びている。この時期は日本資本主義の発展にともない、景気変動の激しい時期であり、明治29年(1896)下半期の日清戦争後恐慌、34年(1901)の恐慌、40年の日露戦争後の恐慌によって、大阪の多くの銀行が預金の取付けをうけ、支払停止、破綻、休業などに追込まれた時期であっただ

⁽¹³⁾ 土屋喬雄監修『地方銀行小史』, 地方銀行協会, p. 78~79.

年 度	預 金(各年末)	純益金 (各 年)		
明治31年 1,877		32 (半期)		
32年	2, 149	93		
33年	2, 924	133		
34年	4,018	133		
35年	5, 555	132		
36年	6, 369	110		
37年	8, 705	150		
38年	9, 463	182		
39年	13, 662	203		
40年	13, 452	227		
41年	14,083	259		
42年	15, 826	301		
43年	18, 123	329		
44年	19, 943	340		
大正1年	23, 857	369		
2年	27, 143	304		
3年	30, 561	302		
4年	40, 595	249		
5年	59, 264	435		

表 4 山口銀行の預金と純益金の推移

- 注 1. 単位は1,000円。
 - 2. 預金は、公金預金、定期預金、当座預金、小口当 座預金、別段預金を合計したもの。
- 3. 純利益は6月末,12月末の合計。 出所,山口銀行の各期貸借対照表,損益計算書より計算。

けに、山口銀行の経営はきわめて順調というべきであった。資本金 100 万円の山口銀行は35年ごろにはすでに、住友銀行、鴻池銀行、浪速銀行、三十四銀行、百三十銀行、北浜銀行、大阪貯蓄銀行、日本貯蓄銀行などとともに、大阪地方の大銀行にかぞえられるようになっていた。そして36年の大阪商船の 250 万円の社債発行の際は、山口銀行は43.9万円を引受けてシンジケートに参加し、また43年の国際引受けシンジケートにも、山口銀行は他の大銀行

⁽¹⁴⁾ 日本興業銀行調査係編『本邦社債略史』, 昭和2年, p.34.

とともに参加し、名門銀行として確立していった。

このように順調に成長していった山口銀行から、オーナーの山口吉郎兵衛に支払われた配当は損益計算書には「営業主所得」と記されていた。株主は吉郎兵衛ただ1人であるから、配当率はきめずに、営業主所得という名目で純益金の中から配分していたのである。第1期は2万円、第2期から第23期まで2万5,000円、第24期から第37期まで3万5,000円が配当されていたので、個人銀行の時期である明治31年から大正5年までの間に、山口吉郎兵衛が得た配当は、総計106万円であった。

この時期の山口家の財産の増加を、店勘定帳と銀行の営業報告書によって調べると、明治31年に9万8065円であった山口家の店勘定帳による財産は、その後も順調に増加し続け、大正5年には209万7575円と約3倍に増大している。この店勘定帳による財産に、山口銀行に対する出資金100万円と営業報告書にみられる資本剰余金を合計したものが、山口家の正味財産の総計であった。明治31年に110万5409円であった正味財産は、大正1年に390万1040円に増加し、大戦中の大正5年には606万3874円にまで激増した。この激増した山口家の財産が、大正9年(1920)12月に資本金1,000万円の山口合資会社を設立して、財閥化の方向をたどる基本的な財源となったのである。

7. 山口銀行の近代化と専問経営者

明治30年すぎの山口銀行は、20人たらずの銀行員が和服に前垂れ掛けという服装で事務をとり、以前の両替商とあまり変らないスタイルであった。このような旧態から抜け出して近代的な銀行に転換するためには、広い視野をもって銀行業務に精通した新しい人材の導入が何よりも必要であった。

折しも明治32年に日本銀行でストライキ事件が発生し、新たに就任した山

⁽¹⁵⁾ 志村嘉一『日本資本市場分析』,東京大学出版会,昭和44年, p. 48.

^{(16) 『}三和調査資料』No. 319, 昭和48年, p. 98~99の「山口家の財産推移表」を参照。

本達雄総裁と理事や局長との間に意見の対立が起り、理事4人のうち3人、局長7人のうち5人、支店長4人のうち3人が辞表を提出した。このうち河上謹一、志立鉄次郎、植村俊平、藤原録郎は住友へ、片岡直輝と渡辺千代三郎は大阪瓦斯へ、鶴原定吾は関西鉄道へと、11人のうち7人が大阪で再就職(17)した。大阪支店取調役(次長格)の町田忠治も、支店長の片岡に続いて辞表を出し、東京へ帰ろうとしていたが、この時に山口銀行の取締役であった越野嘉助が町田に目をつけ、山口銀行への入行を要請した。

町田忠治は文久3年(1863)に秋田で生まれ、東京帝大を卒業して法制局に入り、明治21年に新聞記者になって「朝野新聞」や「郵便報知新聞」で活動した。26年に外遊して英国の財政経済事情を研究し、帰国後に28年に「東洋経済新報」を創刊したが、1年後にこれを他に譲り、日本銀行に入行して本店に1年ほど在勤した後、大阪支店に次長格で転勤し、1年近く大阪ですごしていた。

越野の要請と片岡の推薦をうけた町田は、ついに32年4月に大阪の旧家の経営する山口銀行の総理事に就任して、その新しい経営を担当することに同意した。まだ37歳の若さであった。町田はまず山口銀行の実態を十分に観察してから、新しい経営方針を実行に移した。彼の第1のポリシイは、外部から有能な人材を多数導入することであった。まず自分の片腕となる人物として、同年9月に日本銀行名古屋支店から菅沼達吉を引抜き、副支配人にすえ(19)た。菅沼にあたえられた役割は、町田がつぎつぎに外部から採用する学卒グループと、小僧時代からたたき上げた実務にはくわしいが視野のせまいグループの和をはかることであった。そのほかに佐々木駒之助、朝長勘十郎、森信敬二らの、後に山口銀行のみならず山口財閥の首脳部に就任した人たちが、

^{(17) 『}三和銀行の歴史』,三和銀行・行史編纂室,昭和49年,p. 42.

⁽¹⁸⁾ 村松謙三『町田忠治翁伝』,刊行会,昭和25年,を参照。

⁽¹⁹⁾ 菅沼達吉の人間像については、秋田実編『菅沼達吉君記念誌』, 記念誌編纂事務所,大正5年,を参照。

町田の紹介で入行した。また菅沼の相手役として弘世助太郎が33年に入行したが,彼は三菱合資銀行部や日本勧業銀行に勤務した経験があり,新設された大阪市内の西支店長に就任した。助太郎は後に山口財閥の傘下に入る日本生命の創立者の1人である弘世助三郎の長男であり,自らも大正期に同社の社長に就任している。

町田の他の重要なポリシイは、資金を日本銀行から借入れて他に転貸する 鞘取銀行から脱皮し、山口銀行を預金銀行に転換することであり、預金吸収 の方法として大阪市内に支店の増設を進めた。この頃には普通銀行が1つの 市内に2店舗以上おくという発想はなかったが、町田は欧州滞在時代の経験 を生かして、経済力のある地域に支店を新設することにし、2年間に西支店 に続いて南、北の両支店を新設した。有力銀行でさえも、恐慌期の取付けを 恐れて、広く一般預金を集めるのに消極的であった時代に、市内支店を増設 して預金を吸収したのは、町田に先見の明があった事を示している。

また町田は山口銀行の貸出を,預金の枠内に納めることに非常に熱意を注いだ。明治32年の山口銀行の預貸率(総貸出金を総預金で割って100倍したもの)は135%,鴻池銀行111%,三十四銀行110%であったが,明治43年にはそれぞれ,70%,88%,79%となり,山口銀行の異常な預貸率の切下げ努力が行われたことを物語っている。また町田は,山口銀行の本店が船場の中心に位置している所から,問屋や商店,さらに他の分野の中小企業にも熱心に融資を行い,とくに経営者の能力に注目して融資を行った。また各地のコルレス扱いを増加して,直接送金に便宜をはかった。

さらに町田は銀行集会所や手形交換所の委員となり、後には両方の委員長 となって活躍したが、これまで地味な経営方針で通してきた山口銀行も、町 田のおかげで世間との交渉が頻繁となり、新規取引が激増した。また町田は

^{(20) 『}財界物故傑物伝·下巻』, 実業之世界社, 昭和11年, p. 310~312.

^{(21) 『}三和銀行の歴史』, 三和銀行・行史編纂室, 昭和49年, p. 62.

表 5 山口,三十四,鴻池 3 銀行の成績

(明治32年~大正1年)

①預金残高(単位·100万円)

	明治32年 (A)	大正1年 (B)	伸 び 率 (B/A)
山口銀行	2. 1	23. 9	11. 4倍
三十四銀行	5.3	32. 1	6.1 //
鴻池銀行	4.9	25. 3	5.2 "

②貸出金残高(単位·100万円)

	明治32年 (A)	大正1年 (B)	伸 び 率 (B/A)
山口銀行	2. 9	17.7	6.1倍
三十四銀行	5.8	30.0	5.2 "
鴻池銀行	5. 4	20. 7	3.8 //

③支店数

	明治32年 (A)	大正1年 (B)	増 加 数 (B-A)
山口銀行	1	10	9
三十四銀行	8	12	4
鴻池銀行	2	10	8

出所 『三和銀行の歴史』, 三和銀行・行史編纂室。昭和49 年, p. 65.

行員中の俊才と呼ばれた慶応義塾出身の佐々木駒之助,帝大法科出身の朝永 勘十郎の2人を部長に抜擢し,これまでの支配人制を部長制に改めて若手を 活躍させることにしたが,これも山口銀行の順調な発展の大きな理由となっ た。

町田は山口銀行総理事の地位を明治43年5月に退き、後任として三菱合資銀行部・大阪支店長の坂野兼通を推薦した。山口家は同族が集って相談の結果、止むをえず町田の辞任を認めたが、今後も顧問として外側から援助することを要請し、承諾をえた。町田はこれ以後は東京に移って政界に入り、大

隈重信や加藤高明と親交を結び、憲政会に入って郷里の秋田県から代議士に 当選して議会で活躍し、後には農林大臣にも就任した。

町田が山口銀行の総理事に就任した明治32年から大正1年までの13年間にわたる,山口銀行,三十四銀行,鴻池銀行の成績を,表5で検討してみよう。個人銀行として出発した直後の明治32年には,山口銀行の預金残高は210万円で,三十四銀行の530万円,鴻池銀行の490万円よりも遙かに少かったが,伸び率は11.4倍に達し,他の2行を圧倒している。貸出金残高も明治32年の山口銀行は290万円で,他の2行の約50%であるが,伸び率は6.1倍で他の2行を越えている。またこの期間の支店数の増加も,明治32年に1支店から出発した山口銀行の,9店増加が最も多いのである。要するにこの期間の山口銀行は他の2行を圧倒する成長率を示したのであり,町田忠治の指導力の偉大さが、遺憾なく発揮されたことを示している。

この山口銀行の発展を基盤にして、坂野兼通の多角化戦略が遂行されて、 山口財閥が形成されてゆくのであるが、この過程については次稿に譲りたい。